

令和7年度有害鳥獣誘引捕獲事業（東笹地区） 特記仕様書

1 本事業の目的

東笹地区周辺の国有林内においては、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の食害により、植林地や下層植生の衰退や消失が拡大し、健全な森林生態の維持・管理が深刻な状況となっている。

このため、早急にシカ食害を防止する必要があることから、東笹山周辺において、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び本特記仕様書に基づいて、シカによる森林被害の抑制を図るため、囲いわな・くくりわなによる誘引捕獲を実施する。

2 事業場所

高知県香美市物部町笹 東笹山国有林 25 林班外 4

別紙「令和7年度有害鳥獣誘引捕獲事業（東笹地区）位置図（以下「位置図」という。）」のとおり。

3 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。

| 区 分 | 数量 | 単位 | 備 考 |
|-------------------|----------------------|----|-----------------------|
| ・ 人件費等 | | | |
| わなの見回り給餌 | 28 | 回 | 小型囲いわな 1 基、大型囲いわな 9 基 |
| 個体の処理 | 45 | 頭 | 林内埋設 |
| ・ 国からの支給材料 | | | |
| 小型囲いわな | 1 | 基 | 既設の小型囲いわな |
| 大型囲いわな | 9 | 基 | 既設の大型囲いわな |
| 乾燥飼料（ヘイキューブ又は同等品） | | 袋 | 必要な数量をその都度支給 |
| 補修用支柱 | | 本 | 必要な数量をその都度支給 |
| 補修糸 | | 巻 | 必要な数量をその都度支給 |
| ・ 事業期間 | 契約締結の日の翌日～令和7年12月19日 | | |
| ・ わなの見回り等期間 | 令和7年9月10日～令和7年11月30日 | | |
| ・ 実績報告書提出期限 | 令和7年12月19日 | | |

4 事業の詳細

（1）囲いわなによる誘引捕獲

ア 既設囲いわなの補修及び資材運搬

- ① 既設の囲いわな 10 基については、秋期の強風及び冬期の積雪等気象による支柱の破損及び囲いわなの破損があることから、委託者が支給する補修用支柱及び補修糸による補修を行ったうえで使用すること。
- ② 既設の囲いわなの補修用支柱及び補修糸と、囲いわなへ誘引するために必要な乾燥飼料（ヘイキューブ又は同等品）は、委託者が必要な数量をその

都度支給する。

- ③ 既設の囲いわなが秋期の強風等により破損した箇所については、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

イ 囲いわなの巡視、点検、管理及び給餌

- ① シカの捕獲状況及び囲いわなや乾燥飼料の状態を確認するため、1週間に2～3回程度全ての囲いわなを巡視し、点検、管理（シカが捕獲されている場合は止めさし及び埋設作業を含む）を28回行うこと。
- ② 囲いわなの巡視等を実施する際には、委託契約書第5条に規定する者が2人を1組とし、関係法令や安全管理規程を遵守して実施すること。
- ③ 囲いわなの内部及び周辺部に乾燥飼料（ヘイキューブ又は同等品）を散布し、効果的にシカを囲いわなに誘引できるよう工夫すること。
特に、捕獲効率の低いわなは、監督職員と協議のうえ、一定期間わなを解放するなど餌付け効果の確認を行い捕獲効率の向上に努めること。
- ④ 本事業の完了時には、囲いわなのゲートを確実に解放することを基本とするが、積雪による支柱等の破損が予想される箇所については、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

ウ シカ捕獲

- ① 囲いわなによるシカ捕獲頭数は、45頭を予定している。このため、捕獲したシカの処理については45頭を上限として実施すること。
- ② 捕獲したシカを止めさしする際には、必ず周囲の状況を確認したうえで、安全管理規程を遵守し、電気止めさし器、猟銃、ナイフ等を使用して安全に行うこと。
- ③ 捕獲したシカは、共通仕様書2.4.2(2)により記録写真を撮影する際、捕獲個体記録票（別紙様式33）とともに撮影すること。
併せて受託者は、共通仕様書2.4.2(6)により捕獲個体について別紙様式2「捕獲個体整理表」を記入し、監督職員に提出すること。
また、撮影後、受託者は、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。
- ④ 焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式1を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。
- ⑤ 特別天然記念物であるニホンカモシカ等を錯誤捕獲した場合には、監督職員に報告するとともに、関係行政機関に対して報告を行うこと。

(2) 業務日誌（日報）等の作成、提出

共通仕様書2.4.2(1)で規定する業務日誌（日報）は、別紙様式32により作成すること。また、業務日誌（日報）の内容を月ごとに業務月報（別紙様式31）に取りまとめ、両様式とも委託期間中における毎月末に監督職員へ提出すること。

5 安全対策

事前に実施する対策

安全対策のため、立入制限が必要な場合、監督職員と協議のうえ、入り込み者が予想される林道のゲートや歩道等の目立つ箇所に立入制限表示を設置し注意喚起を行う。

6 その他

(1) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出しなければならない。

(2) 委託費の額の確定方法について

契約書第 11 条に規定する委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

① 直接事業費確定額

直接事業費確定額は、直前の事業計画書に記載された単価に確定した数量を乗じて算出する。ただし、直接事業費のうち、材料費は実績額とする。

② 間接事業費確定額

間接事業費確定額は共通仮設費確定額と現場管理費確定額の合計額とする。共通仮設費確定額は直接事業費確定額に事業計画作成時の共通仮設費率を乗じた額以内とする。現場管理費確定額は、直接事業費確定額に共通仮設費確定額を加えたものに事業計画作成時の現場管理費率を乗じた額以内とする。

③ 一般管理費等確定額

一般管理費等確定額は、直接事業費確定額及び間接事業費確定額から空輸費を除いた額の合計額に事業計画作成時の一般管理費等率を乗じた額以内とする。

④ 消費税及び地方消費税相当額

消費税及び地方消費税相当額は委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑤ 委託代金確定額

委託代金確定額は、①から④の合計額と委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(別紙)

国からの支給材料

| 品名 | 品質規格 | 数量(単位) | 備考 |
|-------------------|--------------|--------|--------------|
| 小型囲いわな | | 1基 | 既設小型囲いわな |
| 大型囲いわな | | 9基 | 既設大型囲いわな |
| 乾燥飼料(ヘイキューブ又は同等品) | 30kg/袋 | 袋 | 必要な数量をその都度支給 |
| 補修用支柱 | Φ33mm×2400mm | 本 | 必要な数量をその都度支給 |
| 補修糸 | 100m巻 | 巻 | 必要な数量をその都度支給 |
| 以下余白 | | | |
| | | | |
| | | | |